

町田市会計基準の一部改正について

1. 改正理由

文言の規定に不明確な点があったため、改正を行い、適用範囲を明確化するものです。

2. 改正内容

- ・ 建設仮勘定に記載されている償却資産を有形固定資産及び無形固定資産と改めます。

3. 新旧対照表

項番	計上箇所	改正後	改正前
1	第2章 貸借対照表 3 資産項目 (2) 固定資産 (ア) 固定資産に属する科目 ⑥建設仮勘定	建設又は製作途中にある <u>有形固定資産及び無形固定資産</u> をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を掲記する。	建設又は製作途中にある <u>償却資産</u> をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を掲記する。

4. 改正時期（附則）

2015年4月1日から適用します。